右の者に対する所得税法違反被告事件(昭和四三年(あ)第一四四五号)について、昭和四五年一二月一八日当裁判所の言い渡した判決に対し、弁護人岡崎一夫、同山内忠吉、同根本孔衛、同鶴見祐策から、別紙のとおり判決訂正の申立があつたが、右判決の内容に誤のあることを発見しないので、刑訴法四一七条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主

本件申立を棄却する。

昭和四六年二月三日

最高裁判所第二小法廷

_		朝	上	村	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官
雄		信	Ш	小	裁判官